

議案第10号

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日

西脇市長 片山象三

(理由)

水尾地区農業集落排水処理施設及び日野北地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合するため。

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市生活排水処理施設条例の一部改正)

第1条 西脇市生活排水処理施設条例(平成17年西脇市条例第143号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)処理施設の名称等			
名称	処理場の位置	処理場の位置	処理区域
	(削る)	西脇市水尾町 93番地	水尾町(一部を除く。 明菜寺町の一部)
	(略)	(略)	
	(削る)	西脇市市原町 260番地の7	前島町の一部 市原町 大木町(一部を除く。 野中町 羽安町)
	(略)	(略)	

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(経営の基本)			
第3条 (略)			
2	公共下水道事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。	公共下水道事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。	
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	計画区域面積 2,038ヘクタール	(2)	計画区域面積 1,893ヘクタール
(3)	計画処理人口 36,690人	(3)	計画処理人口 37,500人
3	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。	3	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。
(1)	(略)	(1)	(略)

(2) 計画区域面積	133ヘクタール	(2) 計画区域面積	194ヘクタール
(3) 計画処理人口	<u>6,920人</u>	(3) 計画処理人口	<u>9,810人</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。